

2023 年度 輸送の安全マネジメントに関する取り組みについて

株式会社北部観光バス

株式会社北部観光バスは、輸送の安全を確保するために、以下のとおり取り組んでまいります。

1 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 輸送の安全・安心は、事業経営の根幹であり社の社会的使命である
全社員が深く認識すると共に、関係法令並びに規制を遵守し、業務の遂行にあたる
- (2) 輸送の安全・安心を常に心がけ、安全対策を確実に実施すると共に
ヒューマンエラーを見直し一丸となって更なる安全性の向上に努めます
- (3) 「最高の安全・安心」を提供することで
お客様へ満足と感動をお届けできるよう笑顔と真心で努めます

2 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

3 輸送の安全に関する目標及び目標の達成状況及び事故統計

2023 年度安全に関する目標

- 1 重大事故件数 0 件
- 2 物損事故件数 前年度 10%削減
- 3 飲酒運転による運行 2 件
- 4 健康起因事故件数 0 件

2022 年度貸切バス安全目標と目標の達成状況

死亡事故件数	目標 0 件	発生件数 0 件		
重傷事故件数	目標 0 年	発生件数 1 件	+1 件	有責事故 0 件
軽傷事故件数	目標 0 件	発生件数 0 件		
物損事故件数	目標 1 件以下	発生件数 4 件	+3 件	有責事故 4 件
健康起因事故件数	目標 0 件	発生件数 0 件		
飲酒運転件数	目標 0 件	発生件数 0 件		

2022 年度事故別統計

自損事故 4 件 前年度比較+ 2 件

もらい事故 1 件 前年度比較+1 件

2022 年度に発生した自動車事故報告規則 第 2 条に該当する事故

2022 年度 有責重大事故 0 件

4 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

- ・交通安全運動（春・秋）へ参加。
- ・年末年始の輸送などに関する安全総点検
- ・輸送の安全に関する教育、研修、訓練を年間教育計画に基づき実施した。
- ・デジタコデータ、ドライブレコーダーを活用した安全運転指導を実施した。
- ・ヒヤリハット情報・事故情報の収集と共有を行い、事故防止に努める。
- ・外部研修機関を活用した教育を実施。
- ・運行管理者・運行管理補助者は、各種機関の講習会等に参加し、法令遵守に努める。
- ・確実な点呼執行と車両整備管理の実施。
- ・定期的な適性診断の実施、及び診断結果に基づき、教育が必要な乗務員への指導、教育を実施。
- ・運転記録証明書を取り寄せ、事故、違反履歴を把握し、個々の運転行動の指導を実施。
- ・健康管理対策（定期健康診断、ストレスチェック、睡眠時無呼吸症候群（SAS））の実施
- ・産業医による定期健康診断に基づいた所見や希望者への健康相談、医療機関への受診観照を実施。
- ・新型コロナウイルス感染症防止対策の実施。

2023 年度は上記に加え次の項目を講じます。

- ・全運転者を対象に、4 年のサイクルで計画的に脳ドック検査を実施する。
- ・加齢による心身の変化へのケアに努める。
- ・勤務中及び勤務時間外における法令違反の抑止と安全意識の向上に努める。

5 設備投資等の実績

安全に資する機器の導入状況

デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー【導入率 100%】

貸切 33 両 乗合 14 両 計 47 両 ※2023.3.31 現在

動態管理システム付き IP 無線【導入率 100%】

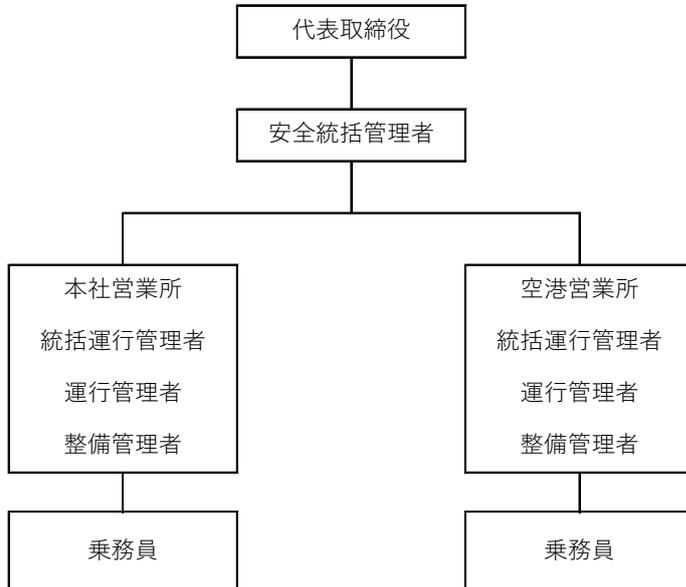
貸切 33 両 乗合 14 両 計 47 両 ※2023.3.31 現在

安全にかかわる投資について

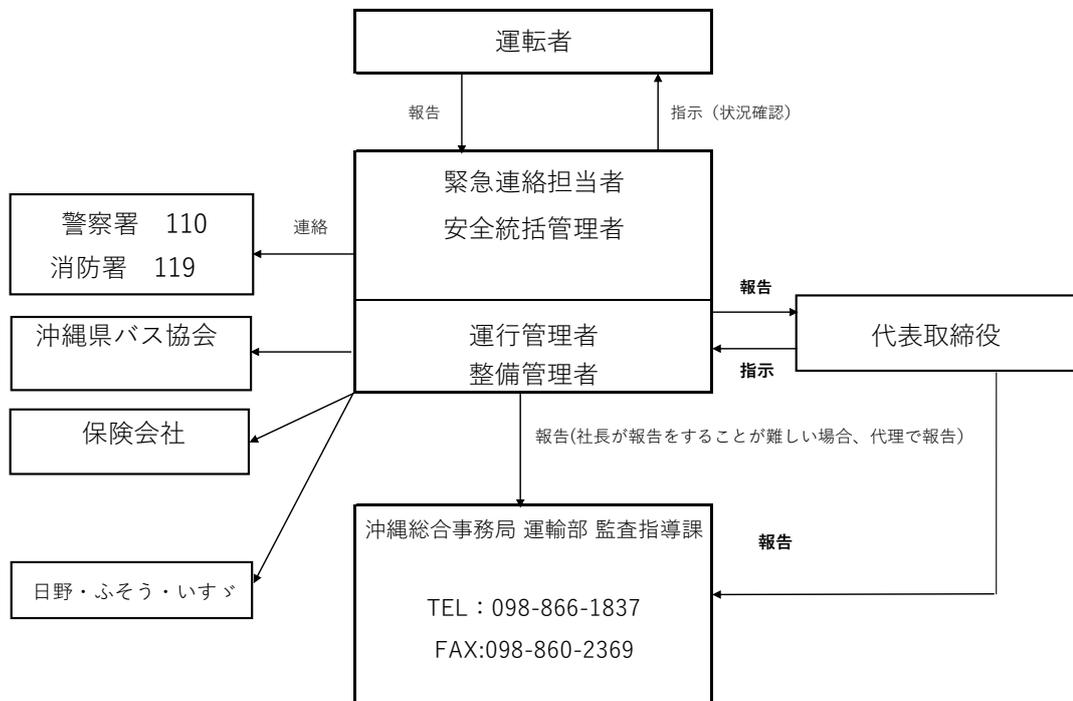
- ・車両・システムの導入等 1,600 万円
- ・教育・訓練等 10 万円
- ・その他健康管理等 100 万円

6 輸送の安全に係る情報の伝達体制

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統



事故、災害時に関する報告連絡体制



7 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

2023年度 安全教育実施計画表		教育実施予定期間												教育・指導者	
教育項目及び教育内容	対象者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
①バスを運転する場合の心構え ・バス事業の公共性と重要性 ・バス事故の社会的影響 ・安全運行の心構え ・沖縄県の平成30年度重大事故発生件数、北部観光バス事故統計	運転者 1回に3～5名程度				●										運行管理者
②バスの運行の安全、乗客の安全を確保するために遵守すべきこと ・バス運行に係る法令 ・運転者に対する刑事処分、行政処分 ・会社に対する処分 ・重大事故を引き起こした場合の罰則及び加害者、被害者心理	運転者 1回に3～5名程度				●										運行管理者
③バスの構造上の特性 ・車高、視野、死角、内輪差、制動距離と、バスの特性に合わせた運転を心がけることが必要	運転者 1回に3～5名程度				●										運行管理者
④乗車中の乗客の安全を確保する為に留意すべき事項 ・「急」のつく発進はしない ・カーブでの追越はしない ・安全な速度と十分な車間距離 ・乗客の状況を確認する ・シートベルトの着用を徹底 ・スクールバスに乗務する際の注意点	運転者 1回に3～5名程度						●								運行管理者
⑤乗客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項 ・乗降時の乗客の安全確保 ・高齢者、障害者の乗降時の安全確保	運転者 1回に3～5名程度						●								運行管理者
⑥運行路線、経路における道路及び交通の状況 DVDを活用した交通事故防止の留意事項、事故多発地点の確認と注意事項	運転者					●									名護警察署
⑦危険の予測及び回避並びに緊急時における対処方法 ヒヤリハットを活用した危険予測運転の必要性	運転者					●									運行管理者
・異常気象時における対処方法	運転者						●								運行管理者
⑧運転者の運転適性に応じた安全運転 ・運転者の適性診断結果により、運転のくせに対する乗務指導	運転者 個人				●	●									運行管理者
⑨交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処方法 DVDを活用した飲酒運転の実態、アルコールの知識など	運転者					●									名護警察署
⑩健康管理の重要性 ・疾病が要因の交通事故 ・健康診断の受診の必要性 ・身体面、精神面の健康管理	運転者 1回に3～5名程度							●							統括安全管理者・運行管理者
⑪安全性の向上を図るための装備を備えるバスの適切な運転方法 ・車両のスイッチ、運転操作の取扱いなど	運転者											●	●	日野・ふそう検査官・整備管理者	
⑫ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転 ドライブレコーダー・デジタルタコメーターの記録を利用した運転者の運転のくせに対する指導	運転者				●	●	●								運行管理者
⑬ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の社内共有 ドライブレコーダーの記録を活用した運転のくせに対する指導、ヒヤリハットの体験の共有	運転者					●									名護警察署
⑭非常用信号用具、非常口、 非常用信号用具の確認と在庫確認、非常口の確認	運転者											●	●	日野・ふそう検査官・整備管理者	
・救急救命講習 (AED使用)・消火器の取扱い	運転者・ガイド											●	●	名護消防署	

8 内部監査

年に一度実施致します。

9 行政処分の公表

行政処分はありません。

10 安全統括管理者

常務取締役 宮城 敦